

MOBIRY DAYS 利用約款

(目的)

第1条 MOBIRY DAYS 利用約款（以下「本約款」といいます。）は、クラウド型チケットサービス「MOBIRY DAYS」のサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び利用条件等を定めることを目的とします。

(適用範囲)

- 第2条 本サービスの内容及び利用条件等については、本約款の定めるところによります。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令及び提供事業者が別途定める運送約款、規則、通達・告知等（以下、本約款とあわせてこれらを「本約款等」といいます。）の定めによります。
 - 3 ユーザ（第4条第1項第4号に定めます。）は、本サービスの利用にあたり、本約款等を遵守するものとします。
 - 4 ユーザ（第4条第1項第4号に定めます。）は、本サービスを利用したときをもって本約款等に同意したものとみなされます。

(約款等の変更)

- 第3条 本約款等は、予告なしに変更する場合があります。
- 2 本約款等が変更された場合、変更後の本サービスの内容及び利用条件等については、変更された本約款等の定めるところによります。

(用語の意義)

- 第4条 本約款における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 「MOBIRY DAYS」とは、MOBIRY DAYS アプリで表示する QR コード、又は専用 IC チップを搭載した媒体(以下「専用 IC カード」といいます。)を用いることで、公共交通の利用が可能となるクラウド型チケットサービスのことをいいます。
 - (2) 「MOBIRY DAYS 乗車券」とは、本サービスを利用することで可能となる乗車券機能のことをいいます。
 - (3) 「MOBIRY DAYS 定期券」とは、MOBIRY DAYS 乗車券のうち本サービスで利用可能な定期乗車券のことをいいます。
 - (4) 「ユーザ」とは、第6条に定めるユーザ登録を完了した者のことをいいます。
 - (5) 「ユーザアカウント」とは、本サービスを利用する意思がある者が第6条に定めるユーザ登録時に自ら設定した登録に必要な情報（個人を認証するメールアドレス及びパスワード情報を含む。）のことをいいます。
 - (7) 「SF（ストアードフェア）」とは、ユーザアカウントごとに記録される金銭的価値で、専ら運賃の支払い及び乗車券等との引換に充当するものをいいます。
 - (8) 「チャージ」とは、ユーザアカウントごとに入金して SF を積み増しすることをいいます。
 - (9) 「オートチャージ」とは、SF 残高があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、ユーザが決済手段として設定しているクレジットカード又は金融機関口座振替により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的

にチャージされることをいいます。

- (10) 「リーダ」とは、MOBIRY DAYS 乗車券の利用に必要な乗降時の処理をするために車内又は駅・停留場に設置した読取装置のことをいいます。
- (11) 「運営事業者」とは、本サービスにかかるシステムを運営する事業者のことをいい、広島電鉄株式会社のことをいいます。
- (12) 「提供事業者」とは、本サービスにかかるシステムにより本サービスを提供する事業者のことをいいます。
- (13) 「利用端末」とは、ユーザが本サービスの提供を受けるために利用する、インターネットに接続された情報端末機器のことをいいます。
- (14) 「MOBIRY DAYS アプリ」とは、ユーザが本サービスの提供を受けるために、運営事業者が運営するアプリケーションのことをいいます。
- (15) 「WEB サイト」とは、ユーザが本サービスの提供を受ける手続きを行うために供された、運営事業者が運営する専用ウェブサイトのことをいいます。
- (16) 「MOBIRY DAYS 取扱窓口」とは、原則としてユーザアカウント及び本サービスを取扱う窓口のことをいい、各窓口が取扱う業務の詳細は各提供事業者が別に定めます。

(契約の成立時期)

- 第5条 本サービスの契約の成立時期は、本サービスを利用する意思がある者が、MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEB サイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口において、第6条に定める所定のユーザ登録手続きを完了した時点とします。
- 2 個別の運送契約の成立時期は、リーダで乗車時に処理をした時点とします。ただし、降車時のみリーダで処理するものについては乗車の時に成立するものとします。

(ユーザ登録)

- 第6条 本サービスを利用する意思がある者は、MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEB サイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口において、所定のユーザ登録を行うことにより、本サービスを利用することができます。
- 2 決済手段及び乗車手段の種類は、別表1に定めるとおりとします。
 - 3 乗車手段として専用ICカードの利用を希望する場合は、専用ICカードを別表2に定める金額で購入するものとし、専用ICカードの受取方法として、MOBIRY DAYS 取扱窓口での受取り又はユーザ登録した住所への配送のいずれかを選択することができます。ユーザ登録した住所への配送を選択した場合、配送にかかる費用は別表2に定めるとおりとします。
 - 4 ユーザ種別及び登録情報並びに登録情報の更新期限は、別表3に定めるとおりとします。
 - 5 ユーザ種別のうち、大人割引、小児割引のユーザ登録を、MOBIRY DAYS アプリ又はWEB サイト上で行う場合は、身体障害者手帳、療育手帳若しくは保健福祉手帳のいずれかの資格情報の登録が必要となり、MOBIRY DAYS 取扱窓口で行う場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は保健福祉手帳のいずれかの提示が必要となります。

(ユーザ情報の更新)

第7条 ユーザは、登録情報に変更が生じた場合、常に最新のユーザ情報に更新しなければなりません。ユーザ情報の更新は、MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEB サイト上又は MOBIRY DAYS 取扱窓口にて行うものとします。

- 2 ユーザ種別が大人割引又は小児割引の場合、登録情報の更新期限は、別表3に定めるものとし、ユーザは、更新期限内に MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEB サイト上又は MOBIRY DAYS 取扱窓口において所定の更新手続きを行うことにより、ユーザ情報を更新するものとします。ただし、更新期限内に更新がない場合、ユーザが更新するまで MOBIRY DAYS 乗車券の利用はできません。
- 3 ユーザ情報の更新に関する手数料は収受しません。

(ユーザアカウントの管理責任)

第8条 ユーザは、ユーザ登録時に登録したユーザアカウントを、自らの責任において管理するものとし、ユーザアカウントを使用してなされた行為及びその結果について、その行為をユーザが行ったか否かを問わず一切の責任を負うものとします。

- 2 ユーザは、自らのユーザアカウントを第三者に貸与し、又は使用させることはできないものとします。万が一、ユーザアカウントが第三者に使用されたことによりユーザ又は第三者が損害を被った場合であっても、提供事業者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 ユーザは、第三者のユーザアカウントを使用して本サービスを利用することはできないものとします。万が一、第三者が他のユーザアカウント等を使用して本サービスを利用した場合、当該ユーザはそれによって生じた一切の紛争を自らの責任と負担において解決するものとし、提供事業者は一切の責任を負わないものとします。

(MOBIRY DAYS アプリ及びWEB サイトの利用環境等)

第9条 ユーザは、本サービスを利用するために必要な利用端末、ソフトウェア、電気通信事業者との間で締結すべき通信サービス契約、及びその他全ての設備を自らの責任と負担において準備、維持するものとします。

- 2 ユーザは、本サービスを利用する際、必要となる通信費等は、自らの責任において負担するものとします。
- 3 ユーザは、本サービスを利用する際、必要な場合における印字機及び印刷費等は、自らの責任において準備、負担するものとします。
- 4 ユーザは、本サービスを利用するために必要な利用端末の OS 等を最新の状態にするなど、MOBIRY DAYS アプリの利用及びWEB サイトの閲覧が問題なく行える状態を保つこととします。
- 5 ユーザは、本サービスを利用できる状態を維持することができず、利用端末の故障・不具合又は電池切れ等により乗車中に本サービスが利用できなくなった場合は、乗車区間に対する運賃等を現金等により支払うものとします。

(アプリの更新等)

第10条 運営事業者は、本サービスに関する品質の維持・向上のため、ユーザへ事前に通知すること

なく MOBIRY DAYS アプリの更新を行うことがあります。

- 2 ユーザは、前項の更新の都度 MOBIRY DAYS アプリ及び動作環境を最新状態にすることとします。

(操作方法の遵守)

第11条 ユーザは、本約款等及び MOBIRY DAYS アプリ又は WEB サイト上の所定の操作方法等を遵守するものとします。

(損害賠償)

第12条 ユーザが、本約款等に反する行為、又は不正若しくは違法な行為によって、提供事業者又は第三者に損害を与えた場合、ユーザは、提供事業者又は当該第三者が被った損害を賠償する責任を負います。

- 2 ユーザが本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、ユーザは、自己の責任と負担をもって解決し、提供事業者は何らの請求をしないものとします。ただし、提供事業者の故意又は重過失による場合を除きます。

(禁止事項)

第13条 ユーザは、本サービスの利用にあたり次の各号に該当する行為を行ってはなりません。運営事業者は、ユーザが次の各号に該当する行為を行ったと判断した場合、何らの事前通告なく直ちに当該ユーザによる本サービスの利用を無効とすることができるものとします。

- (1) 本約款等に違反する行為
- (2) 本サービスの利用に必要な所定の申込みに際し、虚偽の入力又は記入をすることで不当な利益を得る行為
- (3) 本サービスを不正に利用する行為
- (4) MOBIRY DAYS アプリ又は専用 IC カードに対し、偽造・変造又は不正な操作・処理を行い使用しようとする行為
- (5) 本サービスへの不正アクセス、不正攻撃又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供及びその運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 本サービスを商業若しくは営利目的で利用する行為又は第三者の利用に供する行為
- (8) 本サービスを許可なく他のアプリケーション又はサービスと組み合わせて利用する行為
- (9) 本サービスの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
- (10) 提供事業者の営業活動を妨害する行為、又はそのおそれのある行為
- (11) 第三者になりすます行為、又は第三者のユーザアカウントを利用する行為
- (12) 第三者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (13) 提供事業者若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (14) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為、又はそのおそれのある行為
- (15) 法令若しくは公序良俗に違反する行為、又はそのおそれのある行為

(16) その他提供事業者がユーザとして不適当と判断する行為

(サービスの提供時間)

第14条 本サービスの提供時間は、午前4時から翌日午前2時までとし、午前2時から午前4時までの間は本サービスの提供を行わないものとします。

(サービスの一時中断)

第15条 本サービスの提供時間中であっても本サービスの一時中断を行う必要がある場合、運営事業者が適当と判断する方法によりユーザへその事実を通知します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、ユーザへ通知することなく本サービスの一時中断を行うことがあります。

- (1) 本サービスのシステム保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波その他の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 本サービスに必要となる提供事業者の通信サービスが停止し、又は障害が発生した場合
 - (5) ユーザの利用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
 - (6) その他、本サービスの運用上又は技術上の理由から、運営事業者が緊急に本サービスの提供を一時的に中断する必要があると判断した場合
- 2 前項に定める本サービスの一時中断に起因してユーザに生じた損害については、ユーザへの通知の有無にかかわらず、提供事業者は一切その責任を負いません。

(サービスの制限又は停止)

第16条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するためその他必要があると認めるときは、本サービスを予告なく制限又は停止することがあります。また、次の各号に該当する場合、本サービスを停止、制限、中断又は終了することができます。

- (1) 運営事業者が管理又は運営するシステムにおいて、必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
 - (2) 運営事業者が管理又は運営するシステムの稼働に必要な、電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、又は障害、サービスの中止・中断等が発生した場合、並びにそれらのおそれがある場合
 - (3) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 運営事業者は、前項に定める取扱いを行うときは、WEB サイトにおいて通知します。ただし、緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 前二項に定める取扱いにより、ユーザに生じた損害及び不利益について、提供事業者は一切の責任を負いません。

(取扱区間)

第17条 MOBIRY DAYS 乗車券の取扱区間は、各提供事業者の指定する範囲内とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、リーダを設置していない場合は利用できません。

(使用方法)

第18条 MOBIRY DAYS 乗車券を用いて乗車するときは、リーダーで乗車時の処理を行い、降車するときは乗車時と同一の MOBIRY DAYS 乗車券によりリーダーで降車時の処理を行わなければなりません。

- 2 MOBIRY DAYS 定期券を用いて乗車するときは、1回の乗車につき使用できる MOBIRY DAYS 定期券は1枚のみとします。

(チャージ)

第19条 別表1に定める決済手段のうちクレジットカード又は金融機関口座振替を選択するユーザーについては、MOBIRY DAYS アプリ又は WEB サイト上で、MOBIRY DAYS 乗車券に別表5に定める単位でチャージすることができます。ただし、1ユーザーあたりの SF 残高は別表5に定める金額を上限とします。

- 2 別表1に定める決済手段のうち現金決済を選択するユーザーについては、MOBIRY DAYS 取扱窓口において、現金により MOBIRY DAYS 乗車券に別表5に定める単位でチャージすることができます。ただし、乗車手段は専用 IC カードを用いるものとし、1ユーザーあたりの SF 残高は、別表5に定める金額を上限とします。
- 3 別表1に定める決済手段のうち金融機関口座振替を選択するユーザーについては、チャージごとに別表4に定める手数料を収受します。
- 4 車内での現金によるチャージはできません。
- 5 前各項にかかわらず、運営事業者は、MOBIRY DAYS 乗車券の利用について不適切であると認めたユーザーに対して、又はセキュリティ上必要がある場合において、予告なくチャージを制限する場合があります。これによりユーザーに生じた損害及び不利益について、運営事業者は一切の責任を負いません。

(オートチャージ)

第20条 オートチャージ機能の設定及び利用については、次の各号の定めに従います。

- (1) 別表1に定める決済手段のうちクレジットカード又は金融機関口座振替を選択するユーザーのうち、乗車手段として QR コードを選択したユーザーについては、ユーザーの選択によりオートチャージ機能の利用が可能となります。
 - (2) 別表1に定める決済手段のうちクレジットカード又は金融機関口座振替を選択するユーザーのうち、乗車手段として専用 IC カードを選択したユーザーについては、オートチャージ設定が必須となります。
 - (3) 別表1に定める決済手段のうち金融機関口座振替を選択するユーザーについては、オートチャージごとに別表4に定める手数料を収受します。
 - (4) 別表1に定める決済手段のうち現金決済を選択するユーザーについては、オートチャージ機能を利用することができません。
- 2 オートチャージ設定にあたり、実行判定金額及び入金実行金額の設定範囲及び単位は別表5に定めるとおりとします。
 - 3 オートチャージ利用時の領収書は、オートチャージが実行された時点で発行されます。

4 ユーザの設定により実施されたオートチャージの取消しはできないものとします。

(残高の確認)

第21条 ユーザは、リーダ、MOBIRY DAYS アプリ若しくはWEBサイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口にてSF残高を確認することができます。

(利用履歴の確認)

第22条 ユーザは、MOBIRY DAYS 乗車券の利用履歴をMOBIRY DAYS アプリ若しくはWEBサイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口で確認することができます。確認できる利用履歴は、次の各号に定める内容とします。

(1) SF残高を使用して乗降車した取扱年月日、事業者名、利用種別、系統番号、車両番号、利用時刻、運賃收受区間、利用額、取扱後のSF残高

(2) チャージを行った場合の取扱年月日、チャージ時刻、チャージ額、取扱後のSF残高

2 前号に定める利用履歴を確認できる件数は、MOBIRY DAYS アプリ又はWEBサイト上においては最大50件、MOBIRY DAYS 取扱窓口においては最大100件です。ただし、取扱いから2年を経過したものは確認することができません。

(MOBIRY DAYS 乗車券の制限又は停止)

第23条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、専用ICカードの発売又は再発行等の・枚数・時間・方法の制限若しくは停止をすることがあります。

2 前項に基づくサービスの制限又は停止に対し、運営事業者はその責めを負いません。

(機器の故障等)

第24条 ユーザは、リーダの故障及びシステム障害（ネットワーク障害を含む。以下同じ。）が発生したことによりMOBIRY DAYS 乗車券での支払いが不可能となった場合、乗車区間に対する運賃等を現金等により支払うものとします。

(利用不可時の取扱い)

第25条 提供事業者及びユーザの責めに帰すべき事由の有無を問わず、MOBIRY DAYS 乗車券での支払いが不可能となったことにより、乗車区間に対する運賃等を現金等により支払う場合、MOBIRY DAYS 乗車券利用時のみ適用される割引は受けられません。

(専用ICカード紛失等の場合の取扱い)

第26条 ユーザは、専用ICカードを紛失した若しくは盗難にあった、又は破損した場合、専用ICカードの使用停止手続き及び新しく専用ICカードを購入の上再発行を行うこととします。再発行を行う場合は、専用ICカード購入代金とは別に、別表4に定める再発行手数料を収受します。

2 紛失した若しくは盗難にあった、又は破損した専用ICカードに関連付けられたSF残高や定期券情報については、前項で再発行した専用ICカードにMOBIRY DAYS アプリ若しくはWEBサイト上又はMOBIRY DAYS 取扱窓口において再度MOBIRY DAYS 乗車券と関連付けしま

す。なお、関連付けされる SF 残高は、関連付け時点での残高となります。

- 3 第 1 項の取扱いを行った後に、紛失した又は盗難にあった専用 IC カードを発見した場合であっても、発見した専用 IC カードとの関連付けは行わないものとし、ユーザは、専用 IC カード代金の返却を請求することはできません。
- 4 専用 IC カードの破損について、初期不良を除き運営事業者は一切の責任を負いません。
- 5 紛失した若しくは盗難にあった、又は破損した専用 IC カードの再発行が完了するまでの間に、当該 MOBIRY DAYS 乗車券の払戻しや SF の使用等で生じた損害等について、運営事業者は一切の責任を負いません。
- 6 前各項の規定にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した専用 IC カードの所有権は失効します。

(MOBIRY DAYS 乗車券の失効)

第 27 条 ユーザ登録及び更新、専用 IC カードの交換、SF の使用、チャージ、又は MOBIRY DAYS 定期券の発売若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合で、運営事業者が特に定めた場合には MOBIRY DAYS 乗車券を失効させることがあります。

- 2 前項により MOBIRY DAYS 乗車券が失効した場合、SF の返却を請求することはできません。

(SF 残高の払戻し・退会)

第 28 条 ユーザは、次の各号のすべての条件を満たす場合に限り、SF 残高の払戻し・退会の請求をすることができます。

- (1) 請求の受付時に、請求する者が、ユーザ本人であること又は公的証明書等により本人の代理人であることが確認できること。
- (2) ユーザの情報が、正しく運営事業者のシステムに登録されていること。
- 2 ユーザが本サービスの利用を終了したい場合は、MOBIRY DAYS アプリ若しくは WEB サイト上又は MOBIRY DAYS 取扱窓口にて、SF 残高の払戻し手続きをするものとし、当該手続きの完了をもって退会とします。この時点において、ユーザは本サービスに関する一切の権利を放棄したものとします。
 - (1) 決済手段をクレジットカード又は金融機関口座振替に設定している場合、ユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。
決済手段を現金に設定している場合、MOBIRY DAYS 取扱窓口において現金で返金します。
 - (2) 払戻しに関して、ユーザが負担する手数料は、別表 4 に定めるとおりとします。
- 3 事業者都合により SF 残高の払戻しが必要となった場合は、MOBIRY DAYS 取扱窓口にて SF 残高の払戻し手続きをすることができます。
 - (1) 決済手段をクレジットカード又は金融機関口座振替に設定している場合、ユーザが指定する金融機関口座へ振込まれます。
決済手段を現金に設定している場合、MOBIRY DAYS 取扱窓口において現金で返金します。
 - (2) 払戻しに関して、手数料はユーザ負担としません。

(個人情報取扱い)

第29条 本サービスにかかる個人情報については、別に定める「MOBIRY DAYSにおける個人情報保護に関するガイドライン」により取扱います。

(知的財産権)

第30条 ユーザは、本サービスにおいて提供されるテキスト、画像、写真、音声及び動画等の情報を、本サービス内で明示的に許諾された範囲又は著作権法で認められた私的使用の範囲を超えて利用することはできません。

- 2 ユーザから提供事業者へ提供された本サービスにかかる提案、感想その他の意見については、本約款等に定める範囲内において運営事業者が無償で利用することができるものとします。

(免責事項)

第31条 提供事業者は、自らの責めに帰することのできない事由から発生したユーザの損害については、その責任を負いません。

- 2 提供事業者は、本サービスの取扱いについて、ユーザ以外の第三者に対する一切の責任を負いません。また、ユーザ以外の第三者が本サービスを利用していたときであっても、ユーザ以外の第三者に対する一切の責任を負いません。
- 3 ユーザは、次の各号の場合には、本サービスの全部又は一部が利用できないこと、また、これによりユーザ又は第三者が被った損害・損失等について、それが提供事業者の故意又は重過失により生じた場合を除き、提供事業者がいかなる責任も負わないことを承諾します。
 - (1) ユーザが入力した情報の内容に誤りのある場合
 - (2) 利用端末の電池切れその他の利用端末又はその周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
 - (3) 利用端末又はその周辺機器等の電源が入っていない場合

(準拠法、合意管轄)

第32条 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

- 2 本サービスの利用に関する運営事業者とユーザの一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2024年7月20日より施行します。

別表1 決済手段及び乗車手段の種類

決済手段	乗車手段	メールアドレスの登録	MOBIRY DAYS アプリの利用	オートチャージ設定
クレジットカード (VISA、JCB、Mastercard®、AMERICAN EXPRESS®、Diners Club)	QRコード	有	利用する	可能
	専用ICカード	有	利用する	設定必須
			利用しない	設定必須
		無	－（利用不可）	設定必須
金融機関口座振替 (広島銀行)	QRコード	有	利用する	可能
	専用ICカード	有	利用する	設定必須
			利用しない	設定必須
		無	－（利用不可）	設定必須
現金	専用ICカード	－（登録不可）	－（利用不可）	－（利用不可）

別表2 専用ICカード購入にかかる費用

項目	費用
専用ICカード代金	500円（消費税等を含む）
専用ICカード配送料 ※専用ICカードの受取方法として、ユーザ登録した住所への配送を選択した場合のみ	運営事業者負担

別表3 ユーザ種別、登録情報及び登録情報の更新期限

ユーザ種別	登録情報	登録情報の更新期限
大人	中学生以上の方	なし
小児	小学生以下の方	満12歳の誕生日後に迎える3月31日まで（誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後に迎える3月31日まで） ※ユーザ登録した生年月日で自動判定するため、更新手続き不要
大人割引	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	登録日（更新日）から2年（ただし、ユーザ種別が途中で変更したときは更新手続き日を更新期限とする）
小児割引	小学生以下の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	登録日（更新日）から2年（ただし、ユーザ種別が途中で変更したときは更新手続き日を更新期限とする）

別表4 各種手数料

項目	決済手段	手数料
専用 IC カード購入	クレジットカード	—
	金融機関口座振替	購入決済ごとに金融機関が別途定める口座振替手数料の実費
	現金	—
専用 IC カード再発行	クレジットカード	再発行手数料 210円
	金融機関口座振替	再発行手数料 210円 再発行手数料決済ごとに金融機関が別途定める口座振替手数料の実費
	現金	再発行手数料 210円
SF チャージ（オートチャージを含む）	クレジットカード	—
	金融機関口座振替	チャージごとに金融機関が別途定める口座振替手数料の実費
	現金	—
MOBIRY DAYS 定期券購入	クレジットカード	—
	金融機関口座振替	購入決済ごとに金融機関が別途定める口座振替手数料の実費
	現金	—
SF 残高払戻し	クレジットカード	SF 残高払戻にかかる退会手数料 210円
	金融機関口座振替	払戻ごとに金融機関が別途定める振込手数料の実費
	現金	SF 残高払戻にかかる退会手数料 210円
MOBIRY DAYS 定期券払戻し	クレジットカード	提供事業者が別に定める定期券払戻手数料
	金融機関口座振替	金融機関が別途定める振込手数料の実費 （※購入から180日以内の払戻の場合は除く）
	現金	提供事業者が別に定める定期券払戻手数料

別表5 チャージ・オートチャージ

項目	金額
チャージ単位	1,000円
SF 残高上限額	30,000円
実行判定金額	設定範囲 下限額 1,000円 上限額 10,000円 単位 1,000円
入金実行金額	設定範囲 下限額 1,000円 上限額 20,000円 単位 1,000円